

仙台市高齢者居住安定確保計画の策定について

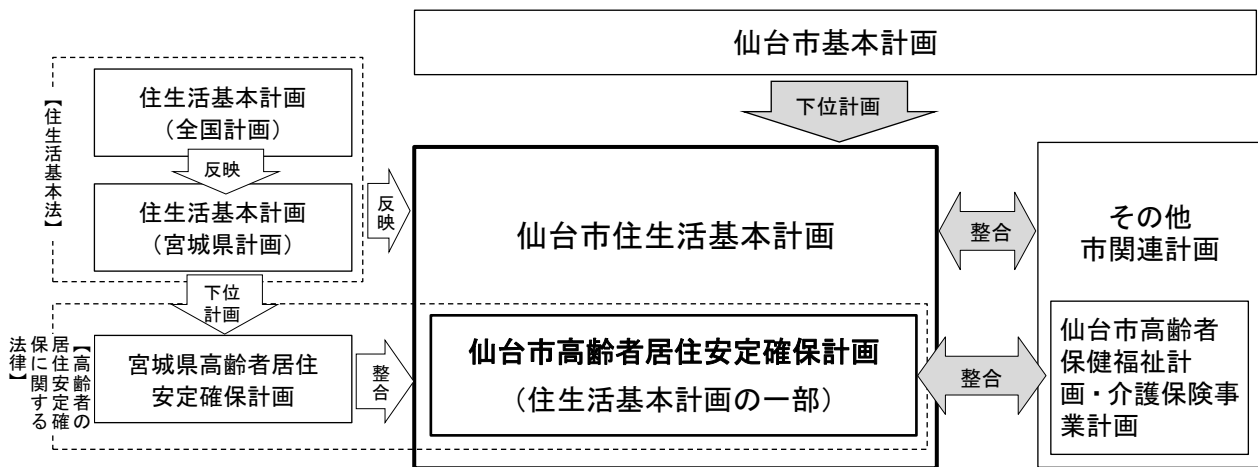
1. 策定の目的

「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」及び同法に基づく国の基本方針に基づき、住宅部局と福祉部局が連携して、高齢者にふさわしい住まい及び居住環境の方針を体系化して示し、高齢者の住まい対策を総合的に推進することを目的とする。

現行の計画は平成 28 年 3 月に策定し計画期間が令和 2 年度に終了するため、住生活基本計画と合わせて新たな計画を策定するものである。

2. 計画の位置づけ

本計画は、高齢者住まい法第四条の二第 1 項に基づき、宮城県高齢者居住安定確保計画や仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と整合を図りながら、住生活基本計画に掲げる高齢者の居住安定の確保に関する方針に沿った内容とするため、次期計画は、住生活基本計画の一部として策定する。



3. 計画に定める内容（法第四条の二第 2 項）

(1) 必須事項

- ・ 計画期間
→住生活基本計画の計画期間と合わせて令和 3 年度～令和 12 年度
- ・ 高齢者向け住まい・施設の供給目標
→高齢者人口に対する高齢者向け住宅（※）の割合など
（※）シルバーハウジング、サービス付き高齢者向け住宅の戸数及び有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームの定員の計

- ・ 目標を達成するために必要な事項

→下記に掲げる事項

- イ 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項
- ロ 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- ハ 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項
- ニ 高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設の整備の促進に関する事項
- ホ ニに掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項

(2) 計画に記載することで市町村ごとに柔軟に対応が可能となる事項

- ・ サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化又は緩和
- ・ 終身建物賃貸借事業の認可基準の強化又は緩和

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者にふさわしいバリアフリー構造で、状況把握サービスと生活相談サービス、その他日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する、高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホーム。

【登録基準】

- ・ 各住戸部分の面積
- ・ 構造及び設備
- ・ 加齢対応構造
- ・ 状況把握サービス及び生活相談サービス
- ・ 契約に関すること

終身建物賃貸借制度

高齢者が終身にわたり安心して住宅に住み続けられる仕組みとして、バリアフリー化された賃貸住宅を、借借人が亡くなるまで継続して賃借する契約を締結できる制度であり、原則として、借借人が亡くなったときに契約は終了する。

【認定基準】

- ・ 各住戸部分の面積
- ・ 設備
- ・ 加齢対応構造
- ・ 契約に関すること